

# 事業者の皆様へ

事業活動に伴って排出されるごみは、  
事業規模や、量の多少に関わらず、

**ごみ集積場所や  
町内回収資源には  
出せません！！**



事業系一般廃棄物や産業廃棄物の正しい分けや  
正しい排出方法を守って、適切に処理しましょう。  
事業系一般廃棄物の処理は許可業者に委託するか  
一宮市環境センターまで直接搬入してください。

## 事業者の責務

「廃棄物処理及び清掃に関する法律(第3条)」  
および「一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する  
条例(第4条)」において、事業活動に伴って  
生じた廃棄物を自己の責任で適切に処理する  
こと及び廃棄物の減量に努めることが義務付け  
られています。

また、廃棄物の減量や適正処理について、  
市の施策に協力することが定められています。






# 事業系ごみの分別区分と処理方法




事業活動に伴うごみは、その物の性状及び排出の状況によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。事業系ごみはごみ集積場所や町内回収資源に出すことはできません。

「事業系一般廃棄物」は市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するか、事業者自身が直接環境センターに直接持ち込んで処理をしてください。

「産業廃棄物」は、産業廃棄物処理業の許可を持った業者へ処理を依頼してください。処理業者については、(一社)愛知県産業資源循環協会(☎052-332-0346)へお問い合わせください。

品目	代表例	注意事項
事業系一般廃棄物 資源にならない紙類*	 圧着はがき トイレトペーパーなどの紙管 その他 感熱紙、カーボン紙 写真、ワックスコート紙 シュレッダー紙ごみなど	*紙管やシュレッダー紙ごみは環境センターで焼却することもできますが、一部の古紙業者では資源化することができます。
生ごみ	 調理残さ、食べ残し、売れ残った食品など	リサイクルできるものはできる限り資源化してください。 リサイクル業者は右に掲載しております。
草・木くず	 刈り草、剪定枝、木製品など 環境センターへ持ち込む場合は、 長さは最長2m、太さは15cm以内です。	収集業務を委託する場合は許可業者と契約してください。 (許可業者は市ウェブサイト【ページID 1001759】をご確認ください。)

※上記の品目であっても、特定の事業活動に伴って排出される場合は、産業廃棄物に該当します。市で処理できるかどうか、詳しくは廃棄物対策課(☎0586-45-5374)までお問い合わせください。

産業廃棄物 プラスチック類 ペットボトル 空き缶・金属類 金属製品	 お弁当などのプラスチック容器、ペットボトル、プラスチック製品 空き缶、金属、刃物、はさみ、アルミホイル、クリップ など 事務用品(事務机、ロッカー、時計、文房具など)、家電製品 など	リサイクルできるものはできる限り資源化してください。 リサイクル業者は右に掲載しております。 産業廃棄物処理業者に処分を依頼する場合、処理業者は(一社)愛知県産業資源循環協会(☎052-332-0346)にお問い合わせください。
ビン・ガラス 陶磁器類	 ガラス製品、ビン、耐熱ガラス 陶磁器類 など	
薬品・廃油	 農薬、薬品、食用油、工業油、エンジンオイル など	
その他 (産業廃棄物とは)	産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた下記のもの及び「輸入された廃棄物」です。 あらゆる事業活動に伴うもの…燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋤さい、がれき類、ダスト類(ばいじん) 特定の事業活動に伴うもの…紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、家畜糞尿、家畜の死体、13号廃棄物	

その他 パソコンおよびその付属品	 産業廃棄物処理業者、パソコンメーカーに処理方法はお問い合わせください。自作パソコンは(一社)パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機  産業廃棄物処理業者または家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)へお問い合わせください。
---------------------	--	---



## 許可業者に委託する

事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者の一覧をウェブサイト【ページID 1001759】に掲載しております。処理料金については、各事業者にお問い合わせください。

## 環境センターへの事業系一般廃棄物の直接搬入

### ●注意事項●

袋を使用する場合は透明、半透明の袋をご使用ください。

資源になる紙類で名刺以上の大きさではお持ち込みいただけません。

剪定枝は、長さは最長2m以内、太さは15cm以内、枝は幹から払ってください。

また、太さが10cmより小さいものと10cm以上15cm以内のものに分けてお持ち込みください。

### ●一宮市環境センター所在地●

一宮市奥町六丁山52

### ●受付時間●

月～金曜日 8:45～12:00、13:00～16:30

(祝日を含む)

※ただし、下記の期間はお休み

土・日曜日、5/3～5/5、12/29～1/3

### ●処理手数料●

計量表示10kgごとに200円

### ●お持ちいただくもの●

排出場所の所在地が確認できるもの

## 一般廃棄物処分業許可業者（令和6年4月1日現在）

番号	業者名（取り扱いの種類）	処理施設の設置場所	電話
301	木曽川環境クリーン株式会社（食品廃棄物）	一宮市木曽川町外割田二の通117	0586-86-8271
302	株式会社ディーアイディー（食品廃棄物）	一宮市明地字井之内34-1他	0586-82-1004
303	株式会社アース・リサイクルエナジー（木くず）	一宮市大和町馬引字東中境38番地1	0586-43-0071
304	高橋造園土木有限会社（木くず）	一宮市萩原町西御堂字南江西19	0586-69-2738

## 古紙（新聞、雑誌、ダンボール、書類など）、布類の引き取り事業者

業者名	所在地	電話番号
福田三商株式会社	一宮市大和町妙興寺字二反割15-4	0586-44-6848
北勢商事株式会社	一宮市今伊勢町宮後字西茶原21-1	0586-44-0194
株式会社福井商店	一宮市佐千原字北切野56	0586-73-1712
株式会社金光	一宮市蓮池字郷西77番地	0586-69-7038
一宮紙原料株式会社	一宮市常願通5-20-1	0586-73-7840

## 金属くずの引き取り事業者

業者名	所在地	電話番号
新英金属株式会社	一宮市千秋町塩尻字流19	0586-76-3113
丸ア金属株式会社	一宮市明地字下柳之内78-1	0586-69-3898
昭栄金属株式会社	一宮市丹陽町五日市場字天上126	0586-76-3211
木曽川環境クリーン株式会社	一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切56	0586-86-8271

## 各種問い合わせ先

内容	団体名	電話番号
産業廃棄物処理業者についての問い合わせ	一般社団法人愛知県産業資源循環協会	052-332-0346
産業廃棄物に関する届出等の問い合わせ	一宮市環境部廃棄物対策課	0586-45-5374
パソコンの処理方法について	一般社団法人パソコン3R推進協会	03-5282-7685
家電リサイクル法について	家電リサイクル券センター	0120-319-640

# 食品ロスを削減しましょう

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

日本では、年間約570万トンの食品ロスが発生しています。これは1人あたり1日お茶碗1杯分（約124g）の食べ物が捨てられていることとなります。大半を輸入に頼っている一方でたくさんの食べ物が捨てられています。

食品ロスは食品メーカーや卸、小売店、家庭など様々な場所で発生しています。この食品ロスを減らすことがごみ減量に繋がりますので、ご協力をお願いします。

## 【飲食店、料理店、ホテル等の方々へのお願い】

おいしく食べきって食べ残しを減らしていただくために、次のような取組みへのご協力をお願いします。

- ハーフサイズや小盛りなど、食べ残しが出ない工夫をしたメニューの設定
- お持ち帰りができる料理のメニューの設定
- お客様からご希望があった場合に、お持ち帰りパック等を提供
- 「3010運動」の推進（「3010運動」とは、＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と宴会などで呼びかけて、食品ロスを削減するものです。環境省ウェブサイトにて啓発用のPOPやチラシデータが掲載されています。  
参考：環境省 [http://www.env.go.jp/recycle/food/07\\_keihatu\\_siryu.html](http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryu.html))

お客様が「食べ残し」を出さないよう、お客さまに応じた料理の提供や、食品安全・衛生の確保を大前提に大切な食べ物を食べきり、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

## 【フードバンクを活用しませんか？】

包装の破損や販売期限切れなど品質に問題がないのに廃棄される食品を生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体をフードバンクと呼びます。フードバンクに食品を寄付して食品ロスを減らしましょう。対象品目など詳しくは、直接実施団体へお問い合わせください。

- 一宮市内のフードバンク  
のわみ相談所・NPO法人のわみサポートセンター 一宮市向山町1-10-4  
電話：0586-72-9697 FAX：0586-72-9698 Mail：[nowami38@yahoo.co.jp](mailto:nowami38@yahoo.co.jp)

## 【いちのみや食べきり協力店を募集】

食品ロス削減に取り組んでいるお店を食べきり協力店として登録します。登録店にはポスターの配布を行い、市ウェブページで紹介します。申込方法など詳しくは市ウェブページ内の以下のページIDでご確認ください。

- ページID（市ウェブページ内検索）：1047039

# 一宮市が所有する可燃ごみ 収集車への有料広告を募集

広告を掲載する塵芥収集車は、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を収集するため幹線道路から住宅街の道路にいたるまで、市内全域を月曜日から金曜日（年末年始を除く）まで運行しています。

移動する広告塔として企業名や商品名のPR・イメージアップに利用していただける企業・団体等を募集します。

広告掲出料は、年額120,000円（税込）となります。

募集要項および提出書類様式などの詳細については、市ウェブサイト【ページID 1002709】に掲載しておりますのでご確認ください。



一宮市環境部廃棄物対策課

電話 0586-45-5374 FAX 0586-45-0923

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地